

佐賀県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年三月十五日から平成二十三年四月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
<p>県道 皿屋三河内線</p>	<p>嬉野市嬉野町大字吉田字鹿ノ平乙四 六五八番一地先から 鹿島市大字三河内字屋敷上戊三七五 番地先まで 嬉野市嬉野町大字吉田字馬場野乙二 一六九番六地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字上申乙三〇 四三番三地先まで 嬉野市嬉野町大字吉田字中尾立乙三 〇〇八番一地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字中尾立乙二 九五五番四地先まで 嬉野市嬉野町大字吉田字打越乙二六 二六番一地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字打越乙二六 六二番七地先まで</p>	<p>平成二三・三・一五</p>